

所得額の計算方法

本事業で適用する所得額の計算方法は、国要綱により児童手当法施行令を準用します。

(計算式)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{総所得金額} \\ \mathbf{A} \end{array}} \quad \begin{array}{c} \text{(所得がある場合のみ)} \\ - \quad 80,000 \text{円} \quad - \\ \mathbf{B①} \end{array} \quad \boxed{\begin{array}{c} \text{控除できる額} \\ \mathbf{B②} \end{array}} = \text{対象所得額}$$

- A、B②の部分は、市町村長が発行する課税等証明書により確認します。
- 夫、妻分それぞれに対象所得額を算出し(マイスの場合は0円)、合算します。

※ 所得証明書を取得する前に、証明書に記載される 総所得額 A を推計したい場合

- ① 給与収入の場合、源泉徴収票に記載される「給与所得控除後の金額」
- ② 確定申告しておられる場合、申告書Aでは「第一表の所得金額の合計額」、申告書Bでは「第一表の所得金額の合計金額+第三表の所得金額から株式等の譲渡所得を除いた金額」

[円]

(計算表)

		夫	妻
総所得額 A	課税証明書に記載の「総所得金額」		
控除額 B①	(所得額のある方のみ) 児童手当法施行令第3条第1項による定額控除 80,000円		
控除額 B②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税証明書に記載の「雑損控除額」 ・ 課税証明書に記載の「医療費控除額」 ・ 課税証明書に記載の「小規模企業共済等掛金控除額」 ・ 障害者控除 該当する人数×(普障) 27万円 // ×(特障) 40万円 ・ 勤労学生控除 該当する場合 27万円 		
A-B	夫、妻それぞれの対象所得額(マイスの場合は0円)		
★ 夫婦の対象所得額合計			

★が、730万円未満の場合、所得要件においては助成可能となります。